



地域観光魅力向上事業

観光庁 地域観光魅力向上事業について

令和7年6月4日

観光庁観光資源課

新コンテンツ開発推進室

1. 地域観光魅力向上事業概要

事業目的・背景・課題

- 三大都市圏への需要の偏在が深刻化。全国津々浦々に観光による経済効果を波及するためには、**地域の多様な観光資源を生かした観光コンテンツの造成を更に進め、来訪目的の創出が必要。**
(国内外の観光客の地方誘客を促進するため、本事業では、インバウンドに限らず国内観光客の地方誘客に資する観光コンテンツの造成を行うことができます。)
- 個人手配化・オンライン手配化への急激な転換といったコロナ後の状況を踏まえ、観光コンテンツの造成だけでなく、**適切な販路開拓や情報発信も含めた総合的な支援が必要。**

事業内容

- 将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、**地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援**を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を実施。

事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業 400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2
(補助上限：1,250万円、最低事業費：600万円)
- 補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者等

2. 本事業の流れ

二次公募の応募から精算までの流れは以下のとおりです。

本事業の流れ	スケジュール
① 公募	令和7年5月28日～6月18日
② 採択通知	令和7年7月下旬
③ 事業計画書及び交付申請書提出（※1）	令和7年8月8日まで
④ 交付決定（※2）	令和7年8月下旬～9月目途
⑤ 事業実施期間（事務局による伴走支援）（※3）	補助金交付決定後～令和8年2月28日
⑥ 完了実績報告及び精算書類提出	令和8年2月28日まで

（※1）提出時には、費用積算書の各経費につき、**原則として2者以上からの見積書が必要**となりますので、あらかじめご了承ください。

（※2）補助金交付決定の後でないとは補助事業に着手できません。**補助金交付決定前の発注・契約・支出行為は、補助対象外**となりますのでご注意ください。

（※3）事業実施期間中に、月次進捗報告書、中間報告書及び最終報告書並びに観光コンテンツタリフ又はOTA向け掲載情報票の提出をいただきます。

補助対象事業者の要件

- 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間企業等であること。
- 地域の関係者と連携すること。

（注）観光コンテンツの造成経験は問いません。補助対象事業者が地方公共団体でない場合（観光協会等、地方公共団体の傘下にある組織を含む。）には、事業に係る全ての市区町村の同意を得る必要があります。

3. 補助内容：二つの類型

本事業には、「販売型」、「新創出型」の二類型があります。
(応募時に類型を選ぶ必要があります。)

販売型

- 本事業実施期間内に、造成した観光コンテンツを販売することを目的にした取組

新創出型

- 本事業実施期間内に、新たな観光コンテンツ造成及び販路構築を行い、本事業終了後速やかに販売開始することを目的にした取組 (本事業実施期間内に販売することも可能)

(注) 「販売型」、「新創出型」の重複応募はできません。選定委員会の審査結果によっては、応募時とは異なる類型にて採択となる場合があります。

3. 補助内容：類型に応じた補助要件

	販売型	新創出型
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で事業者が連携して、地域に根差し、継続的に実施するツアー・体験等の観光コンテンツを造成する取組であり、かつ地域の産業連携を通じて観光消費拡大を図る取組であること。 ● 観光コンテンツの販売及び継続的な提供を前提とした取組であること。 ● 本事業実施期間内に、観光コンテンツについて、観光コンテンツタリフ又はOTA向け掲載情報票を作成し、提出すること。 	
個別要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業実施期間内に、造成した観光コンテンツを販売することを必須とし、販売経路に乗せ、観光客が当該コンテンツを購入できる状態とすること。また、販売実績報告書を作成すること。 ● 本事業実施期間内に、SNS等を活用して積極的に情報発信を行い、販路を構築すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業実施期間内に、観光コンテンツの販売を想定した運営体制を整備し、販路を構築すること。

3. 補助内容：補助対象経費

経費の項目	対象経費	経費額割合要件	
		販売型	新創出型
①観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光コンテンツ、旅行商品、名産品等の企画開発 ● ワークショップ、協議会等の開催 ● 専門家からの意見聴取 ● ガイドの育成、観光イベントの実施 ● 観光戦略の策定 ● 地域事業者等に対するセミナーの開催 ● 造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催 ● 効果測定に必要な調査 等 	特になし	事業費の50%以上
②備品の購入・設備の導入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入等（事業上真に必要な不可欠なものに限る。） 	特になし	特になし
③販路基盤整備・プロモーションに係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 造成した観光コンテンツを販売するために必要となる写真、動画、ホームページ等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成 ● 造成した観光コンテンツの販路拡大を目的とした販路基盤整備・プロモーションに係る経費 ● 造成した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招聘 ● 外部商談会への参加に係る旅費 等 	特になし	特になし

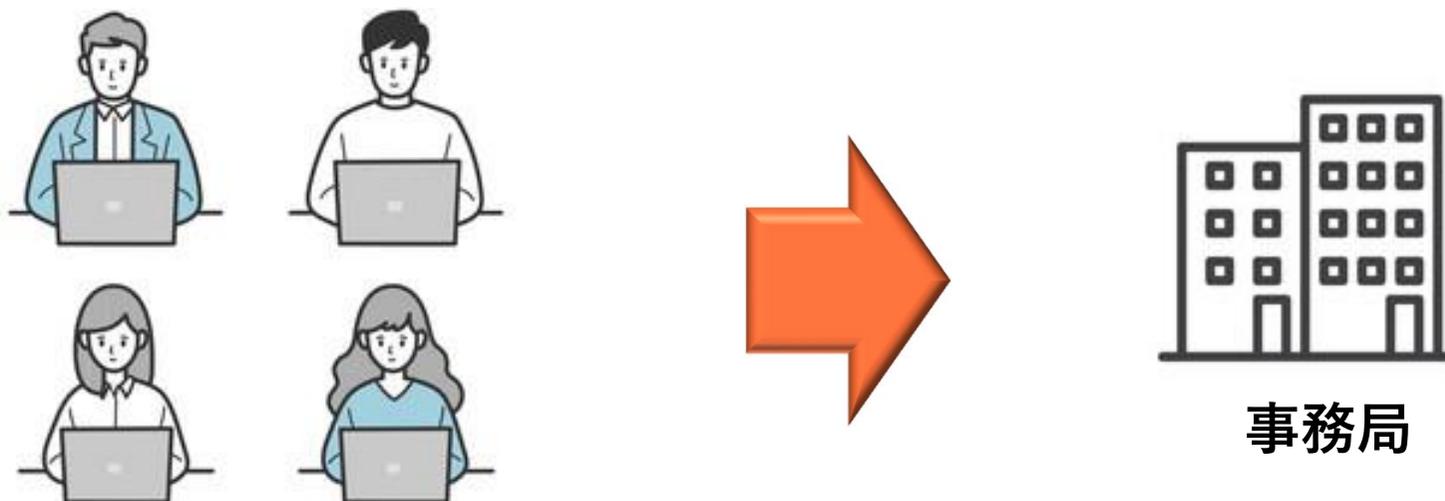
以下の経費は補助対象とはなりません。

- 本事業に直接関係のない経費
- 交付決定前に発生した経費
- 完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- 新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費
- 補助対象事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- 補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費
- 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- 補助対象事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- 本事業における資金調達に必要なとなった利子
- モニターツアー参加者の実施場所への旅費 等

申請書類の受付期間

令和7年5月28日～6月18日（水）正午

締切時刻までに手続きが完了するよう、時間に余裕を持って申請して下さい。



公募開始日が決まり次第、本事業サイトにてお知らせします。
詳細は本事業サイトにてご覧ください。

<https://miryoku.go.jp/>

